

第 72 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ—核軍縮に関する誓約の履行を加速する

A/C.1/72/L.19、2017 年 7 月 7 日採択

共同提案国:アンゴラ、オーストリア、ブラジル、エクアドル、エジプト、アイルランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、タイ、トリニダード・トバゴ。

総会は、

1946 年 1 月 24 日の決議 1(I)、2015 年 12 月 7 日の決議 70/51、2016 年 12 月 5 日の決議 71/54 を想起し、核兵器が人類にもたらしている危険に対する重大な懸念と、その懸念が核軍縮及び核不拡散に関連するあらゆる討議、決定、行動を活性化すべきことを繰り返し強調し、

2010 年の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な人道上の結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、同会議による、すべてにとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を追求するとの決意を想起し、

2010 年以来、国際社会において醸成されてきた核兵器に関連する壊滅的な人道上の結末と危険性に対する関心が再び高まっていることと、このような懸念が、核軍縮の必要性と核兵器のない世界を達成し維持することの緊急性を下支えすべきであるという認識が高まっていることに満足をもって留意するとともに、多国間の軍縮フォーラムの場において、核兵器の人的影響が重視されていることにも満足をもって留意し、

核軍縮の緊急性をさらに強化することになる、核兵器爆発がもたらす壊滅的な結末に対する理解と認識の促進を目的として、2013 年 3 月 4、5 日にノルウェーで、2014 年 2 月 13、14 日にメキシコで、同年 12 月 8、9 日にオーストリアで開催された、核兵器の人的影響に関する会議での議論を想起し、

核兵器の人的影響に関する会議において発表されたものも含む、国境を遙かに越えて広がり、持続可能な開発目標の達成を危険にさらすことになる、核兵器爆発が引き起こし得る壊滅的な結末について述べた説得力のある証拠、つまり国家や国際機関が事故、システムの不具合あるいは人為的ミスによる核兵器爆発の危険性と事後に対処する能力が欠如していることを強調し、

核兵器の人的影響に関するウィーン会議において発表された、放射線に晒されることで、女性や少女が(男性に比べて)はるかに強い性差のある影響を受けるという研究結果に留意し、

2013年9月26日の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会議の開催と、同会議のフォローアップに関する2015年12月7日の決議70/34ならびにそこに含まれる諸決定を想起するとともに、同決議に従って提出された国連事務総長による報告に留意し、

9月26日を核兵器の全面的廃絶のための国際デーとして祝い、普及させることを歓迎し、2016年12月23日の71/258決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある文書を交渉するための国連会議において交渉された、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、

核軍縮および核不拡散に関する教育の重要性を強調し、

透明性、検証可能性、不可逆性が、相互に補強し合うプロセスである核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、

NPTの無期限延長の基礎となった、1995年のNPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPT第6条の下での誓約のもとで、核軍縮につながるよう保有核兵器の完全廃棄を実現するという核兵器国による明確な約束を想起し、

NPT上の義務の履行に関連して、すべてのNPT加盟国が、透明性、検証可能性、不可逆性の原則の適用を誓約していることを再確認し、

包括的核実験禁止条約の発効が、核軍縮および核不拡散という目標を促進するために、引き続き死活的に重要であることを認識し、

核兵器の完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防ぐ唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、グローバルおよび地域レベルでの平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認するとともに、非核兵器諸地帯および非核モンゴルの設置に関する条約の締約国お

よび調印国の会議を歓迎し、

国家に対し、中でも、既存の条約や関連する議定書の批准、非核兵器地帯設置のための条約の目標と目的に反するすべての留保や解釈宣言を取り下げること、およびその改定を通じたものも含め、現存するすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き実質的な進展を図ることを要請し、

2010年のNPT再検討会議において、地域の関係諸国の自由な意思で合意された取り決めに基づいた、さらなる非核兵器地帯の設置が奨励されたことを想起し、これが、同地帯が未だに存在しない地域、特に中東において、同地帯を設置するための協調した国際的な努力へと続くことへの期待を再確認するとともに、このような文脈において、2010年NPT再検討会議で合意された、1995年の中東に関する決議の完全な履行のための具体的な措置が履行されなかったことを深い失望とともに留意し、また、2015年のNPT再検討会議において、この問題について何の合意も得られなかったことに失望の念を表し、

過去21年間に渡り、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深い失望の念を表すとともに、1999年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望の念を表し、

2015年のNPT再検討会議において、実質的な成果が全くなかったことに遺憾の意を表し、

2015年のNPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議においてなされた誓約と合意された行動の履行状況をチェックする機会を逃したことに失望の念を表すとともに、このことがNPTとその3つの柱の間におけるバランスに与える影響について深く懸念し、

2017年5月2日から12日までウィーンで開催された、2020年のNPT再検討会議第1回準備委員会で行われた議論を歓迎し、

ロシア連邦とアメリカ合衆国間の戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限に向けた措置に関する条約の完全な履行に向けての努力を奨励するとともに、2010年のNPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器の一層の削減を達成するための後継措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調し、

一方的な、あるいは二国間および地域的イニシアティブの有用性、ならびにそうしたイニシ

アティブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1.NPT の各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国は NPT の下の義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に順守するよう求める。

2.2010 年の NPT 再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3.核兵器の人的影響に関する会議において発表された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を行う上で、核軍縮を下支えしている人道上の要求と核軍縮を達成することの緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4.すべての NPT 加盟国が NPT 第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000 年の NPT 再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が誓約したことを想起し、核兵器国が自らの誓約の履行を加速するためにあらゆる手段を講じることを求める。

5.核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6.核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢を確実に解除することを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を減ずるよう要請する。

7.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国をメンバーに含む地域同盟に加盟している全ての国

に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9.NPT 加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10.これまでの核軍縮に関する義務と誓約に従って、すべての核兵器国が、各国において軍事目的上不要となった全ての核分裂性物質の不可逆的な徹去を確実にするためのさらなる措置を講じることを奨励するとともに、IAEA の文脈内で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

11.すべての NPT 締約国に対し、NPT の無期限延長と密接不可分である 1995 年の NPT 再検討・延長会議で採択された、中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、2015 年の NPT 再検討会議において、完全に履行されるまで有効である、1995 年の中東に関する決議の中の中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスに関するものを含め、実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い懸念の意を表す。

12.1995 年の中東に関する決議の共同提案国に対して、1995 年の中東に関する決議にあるように、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実にものにすることを目指し、提案を行うとともに最大限の努力をするよう要請する。

13.核軍縮と核不拡散を実現する上での NPT の基盤的な役割を強調するとともに、2018 年 4 月 23 日から 5 月 4 日までジュネーブで開催される予定の 2020 年 NPT 再検討会議第 2 回準備委員会に期待する。

14.すべての加盟国に対して、NPT の普遍化のためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、パキスタンとイスラエルに対し、即時かつ無条件に非核兵器国として NPT に加盟し、自国のすべての核関連施設を IAEA の保証措置の下に置くことを要請する。

15.朝鮮民主主義共和国に対して、平和的な方法で朝鮮半島の非核化を達成することを目指し、2005 年 9 月の共同声明の中の誓約を含む、6 か国協議においてなされた、すべての核兵器と現存する核開発計画を放棄し、早急に NPT に復帰し、IAEA の保障措置協定を遵守するという誓約を履行するよう要請するとともに、平和的手段による朝鮮半島の非核化を

達成するという展望を抱きつつ、6 か国協議に対する確固たる支持を再確認する。

16.すべての加盟国に対して、多国間の文脈の中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的な軍縮機関の内部にある障害を乗り越えるために協働するよう要請するとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく再開することを要請する。

17.すべての NPT 加盟国に対し、NPT の、および 1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議において合意された、同条約の下での義務と誓約を遅滞なく完全に履行するよう要請する。

18.核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、締約国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と誓約を質的にも量的にも履行するよう要請する。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。

19.また、核兵器国に対し、2020 年 NPT 再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と誓約の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。

20.NPT 締約国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやそれに類似した規準といった、核軍縮に関する義務及び誓約の履行状況に対する測定可能性を改善するための手段を含む選択肢について議論することを奨励する。

21.加盟国に対し、国連総会決議 1(I)と NPT 第 6 条の精神と目的に従って、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を、遅滞なく誠実に追求することを要請する。

22.加盟国に対し、核軍縮のためのより効果的な法的拘束力のある措置を特定し、熟議し、交渉し、履行するための努力を引き続き支援することを求めるとともに、これに関連して、2017 年 7 月 7 日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

23.加盟国に対し、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための、軍縮教育を含めた措置をとることを勧告する。

24.第 73 回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世

界へ:核軍縮に関する制約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。